

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

これまで整備してきた公共施設が、今後施設の老朽化や市民ニーズの変化に対応し、更新や維持管理を効果的継続的に行っていくため、総合管理計画の基本方針、「①施設需要の変化に応じた質と量の最適化、②計画的な保全による財政負担の軽減・平準化、③市民等との協働とマネジメント体制の構築」および、施設類型別の課題に対する改善の方向性に基づいて計画を推進します。

また、インフラについては前述の内容も踏まえて、個別施設計画などにより計画を推進していきます。

1. 計画の進行管理

総合管理計画は、半世紀以上にわたってサービスを提供する公共施設等に係る長期的な計画であり、革新的な技術の進歩や、社会・経済状況の変化、あるいは予期できない災害等、様々な要因によってその進捗が左右されるものであり、状況の変化に対し、迅速に評価判断し、フレキシブルに対応していく必要があります。また、進行管理の状況を適時公表していきます。

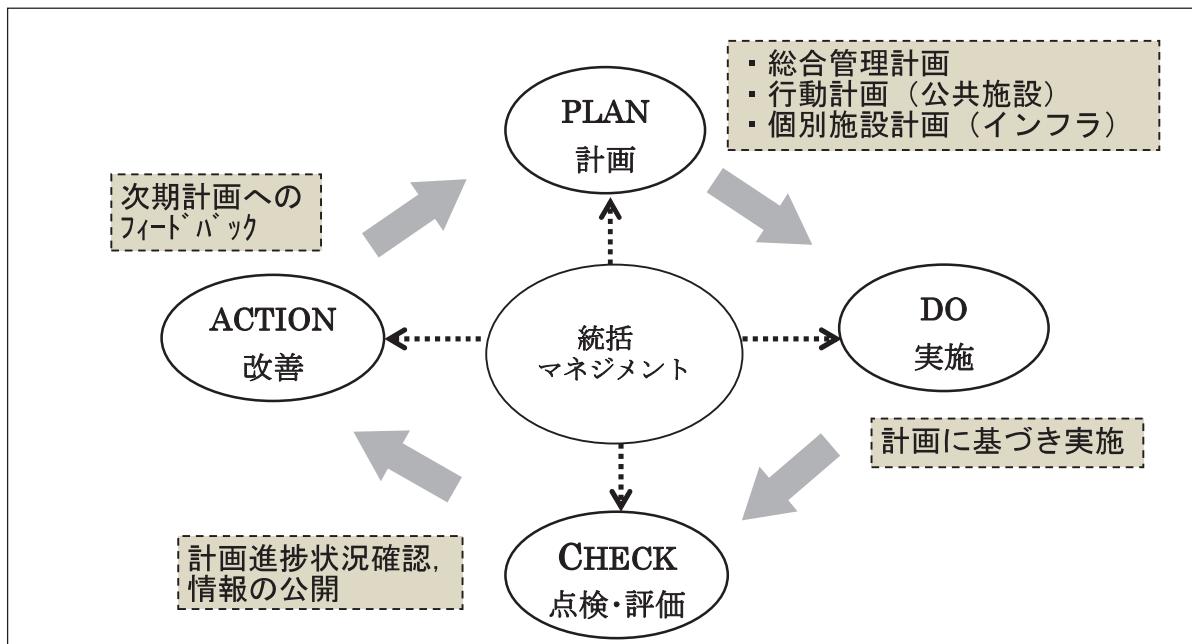
なお、総合管理計画で取組む管理手法として、ファシリティマネジメントの考え方に基づいて進めていくことを目指します。

(1) 公共施設に関する計画の進行管理

公共施設に関する計画の進行管理にあたっては、「取手市公共施設マネジメント白書 平成23年(2011)5月」において課題となっていた主要なデータの更新ができるだけ簡易な更新作業で定期的に改訂していく中で、基本方針に掲げた、建物施設の総量縮減の進捗状況等について確認していきます。

同時に、基本方針に掲げた各種取組みの推進状況や可能性について、施設所管課や関連部局へのヒアリングを行い、PDCAサイクル(図表7-1)のもと、分野横断型の総合管理計画の見直しや、取組みについて8年ごとに策定する行動計画を見直しながら進めています。

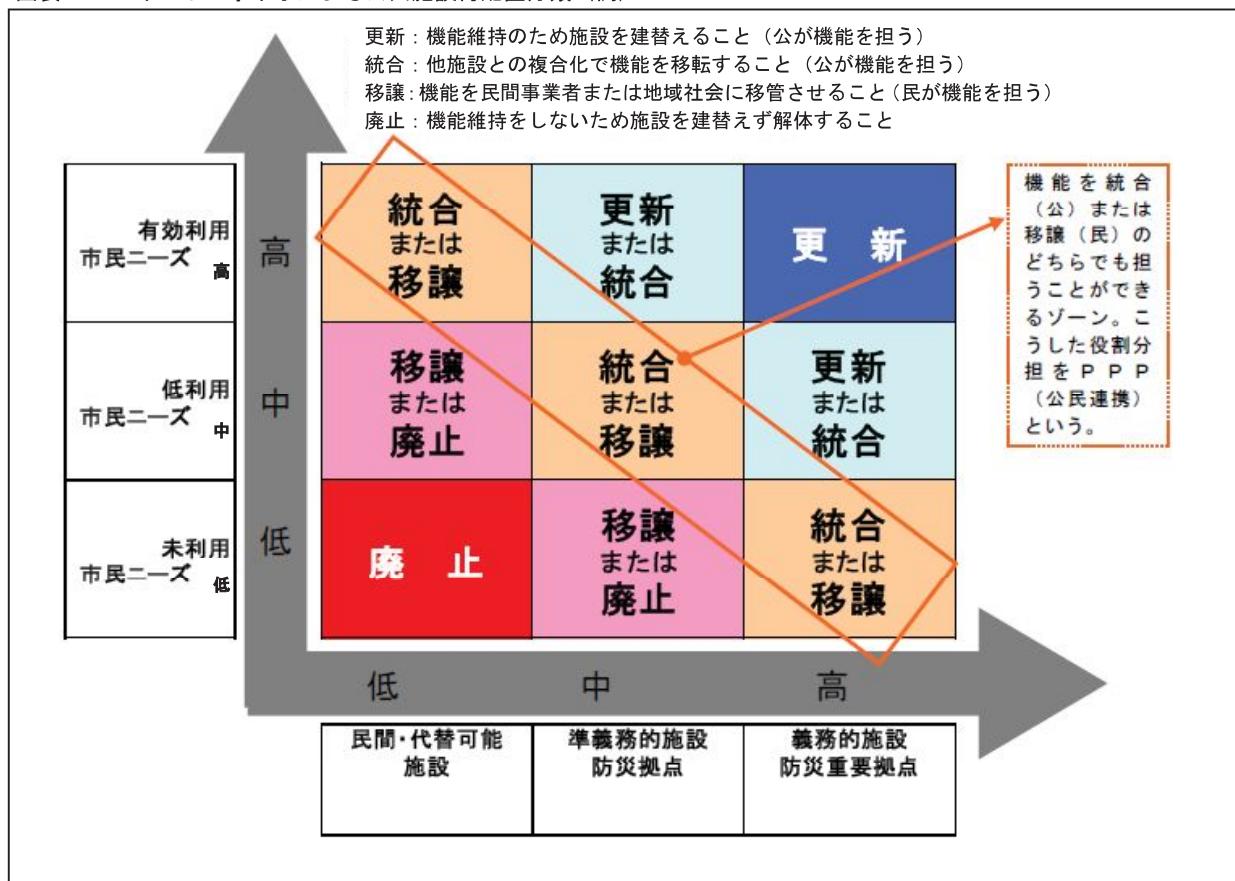
図表7-1 総合管理計画の進行管理(PDCAサイクル)



本市では、施設の維持よりも機能を重視して優先させるという総合管理計画の基本理念に基づき、公共施設における機能を更新（建替え）する判断基準を検討します。この更新優先度の判断基準と併せて、利用する公共施設（機能）の存続を判定するポートフォリオ^{※16}（図表7-2）などの分類評価方法も活用していきます。

ただし、この優先度の定義は、施設の維持を優先するという意味ではなく、あくまでもその機能を存続させることを優先的に考えるという意味です。

図表7-2 ポートフォリオによる公共施設再配置分類（例）



そして、機能すなわち施設存続が確定した段階においても、さらに次のような項目について再配置の検討を重ねることとします。

- ①管理運営形態は公設公営の維持を意味するものではないため、PPP（公民連携）を視野に入れ効率的かつ効果的な運営形態を積極的に検討します。
- ②更新時の設計仕様はスケルトン・インフィル方式の採用を検討します。
- ③更新時には「一機能・一施設」ではなく複合化または多機能化を必ず検討し、公共施設の保有総量の圧縮を進めます。
- ④利用対象者が同じような施設の更新にあたっては、機能の一元化及び施設の複合化を検討します。

(2) インフラに関する計画の進行管理

インフラに関する計画の進行管理については、「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のインフラ種別ごとの「改善の方向性」に基づき、策定された個別施設計画の推進状況についてPDCAサイクル（図表7-1）のもと確認し、必要に応じて見直しながら進めています。

*¹⁶ポートフォリオとは、イタリア語で「書類入れ」のことである。本計画では、資産戦略や資産運用で、2次以上の評価指標を用いる資産分類、戦略分類の手法をいう。また、分類された資産をポートフォリオと呼ぶ場合もある。

2. 推進体制の構築

(1) 全庁的な推進体制

- ①公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現していくためには、これまでのように施設所管ごとに計画立案し、事業を実施していく方法では対応が困難です。そのため、施設所管部署の垣根を越えて、全庁横断的な取り組みを推進していくためのマネジメント体制を積極的に構築していきます。
- ②総合管理計画及び総合管理計画に基づき策定される計画等の検討及び進捗の管理等を行う組織を設置します。なお、この組織は行政経営改革に関する組織と連携を図るものとします。
- ③先進自治体や海外の事例、技術革新の動向等にも注視しながら、民間委託の活用なども含め、営繕や維持管理部門以外の職員も積極的に施設の運営に関わっていける仕組みづくりなどを模索していきます。

(2) 情報管理・共用化に関する体制

現在公会計の取組みとして固定資産台帳の整備を進めており、将来的には固定資産台帳をベースとして、財務システム（公会計）、公有財産台帳システム及び公共施設マネジメントシステムなど資産に係る情報システムを全庁的に共用ができる、統合若しくはリンクしたシステムの再編を進めています。

これにより、公共施設の再配置や長寿命化の可否などの経営的判断の支援となる資産・将来コスト分析などに活用できるものと考えられます。

(3) 職員の意識改革

施設管理に関するマネジメント手法について、民間のノウハウも積極的に活用しながら、全職員に必要に応じたスキルアップを図る必要があります。

そのため、庁内での意見交換はもとより、外部の専門家を交えた研修会等を通じて職員の啓発に努め、ファシリティマネジメントの考え方の理解、コスト意識の向上に努めています。

3. 市民との情報共有・合意形成の推進

総合管理計画に基づき策定される計画等の策定にあたっては、市民の意見を収集する機会を設けています。また、公共施設等に関する劣化度や利用状況などの情報発信を積極的に行っていきます。

4. 公民連携の推進

- ①民間による効率的なサービス提供の導入やPFI・PPPなど民間活力の導入に向けた検討を進め、新たな公共の担い手へ事業移管を推進し、市民サービスの維持・向上に努めます。
- ②公共施設と民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる施設については、民間活力を導入した施設の複合化を推進します。
- ③公共施設等における効率的・効果的なサービス提供のあり方や事業手法などについて、民間からの提案を積極的に受け入れる仕組みを構築します。

